

## 社会福祉法人府中市社会福祉協議会評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人府中市社会福祉協議会（以下「当協議会」という。）定款第10条第1項及び定款第25条第1項の規定に基づき、評議員、役員に支給する報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第18条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、当協議会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第10条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、当協議会の職員給与規程に基づき給与の支給をすることとし、報酬は支給しない。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等当協議会業務への出席の都度、別表2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各項に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 当協議会は、第2条第1項第1号、第2号による評議員、役員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、別表3に基づき支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項、第3項に定める報酬を受け取る評議員及び非常勤役員には、その職務を行うために要する費用が報酬額を上回る場合に限り、その差額を支給する。

4 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この規則は、平成29年6月15日から施行する。
- 2 社会福祉法人府中市社会福祉協議会非常勤役員等の報酬及び費用弁償に関する規則（平成22年5月24日第3号議案）は廃止する。

別表1（第3条） 評議員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額(合計)
評議員	5,000円	25,000円	875,000円

別表2（第3条） 非常勤役員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額(合計)
理事(会長)	5,000円	840,000円	840,000円
理事(副会長)	5,000円	55,000円	165,000円
理事(会長・副会長以外)	5,000円	40,000円	320,000円
監事	5,000円	75,000円	150,000円

別表3（第5条）

区 分	鉄道賃、船賃、 航空賃、車賃	日 当	宿泊料	食卓料
役員等	実費	3,500円	15,000円	1,800円
備 考	1 当協議会の車両又は当協議会で借り上げた車両を使用して、市外に旅行した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。 2 日当は、宿泊を要する旅行をした場合に限り、支給する。			